

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任意務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任意務	委員定数	任期
市長	省略				市長	省略			
	<u>三田市手話言語条例検討委員会</u>	<u>三田市手話言語条例</u> の制定に関する事項についての調査審議	10人以内	諮問に係る審議が終了するまで		<u>三田市障害者差別解消条例検討委員会</u>	<u>三田市障害者差別解消条例</u> の制定に関する事項についての調査審議	15人以内	諮問に係る審議が終了するまで
	省略					省略			
	<u>三田市地域密着型サービス事業者選考委員会</u>	三田市介護保険事業計画に基づき市が公募する地域密着型サービス事業者の選考に関する事項についての調査審議	7人以内	2年		<u>三田市介護保険施設等事業者選考委員会</u>	三田市介護保険事業計画に基づき市が公募する介護保険施設に係る事業者及び地域密着型サービス事業者の審査及び選考に関する事項についての調査審議	7人以内	2年
省略					省略				
以下省略					以下省略				